

庁舎の建設の是非について審議始まる

報告された事項

- ▽報告事項
 - ① 2市2町の庁舎の現況について

2市2町の庁舎のレイアウト図に基づいて、各課室等の配置状況が報告されました。

審議された事項

▽審議事項

- ① 庁舎の建設の是非について

委員の意見

○ 新市の一体性を速やかに図り、合併の大きなメリットである職員数の削減を実現するため、新庁舎の建設は必要である。先例地でも職員数の削減によって、かなりの財源を生み出している。新市建設計画に盛り込み、合併特例債を使って建設すべきである。

○ 新庁舎は建設すべきである。現時点では方向性だけを決めて、新市になってから、特別委員会等を組織して検討すれば

いいのではないか。いずれにしても新市の首長、議員に任せざるべきである。

○ 新庁舎の建設は必要ないと思う。合併特例債を使っても借金が残るので、合併の目的である経費削減という趣旨に反するのではないか。



▶越智委員 (丹原町)

▶青野委員 (小松町)

○ 今の厳しい時代に、新庁舎建設で※合併特例債四六四億円のうちから多額の費用を使うことには疑問がある。新市発足後検討するという緩やかな表現とし、具体的な検討は新市での議論に任せるべきではないか。

○ 新庁舎は合併後に建設するというところで、新市建設計画には明確な位置づけをするのではなく、ゆとりを持たせた表記にしており、新市の体制の中で検討すべきではないか。



▶渡邊委員 (東予市)

▶塩崎委員 (西条市)

□審議の結果

審議は持ち帰り、それぞれで協議する必要がある。もう少し時間をかけて審議することで見が一致し、継続審議になりました。

※合併特例債

市町村建設計画に位置づけられる事業の内、合併に伴い特に必要となる次の①②③については、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併特例債を充てることができる。

- ① 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- ② 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- ③ 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等

のために設けられる基金の積立

□2市2町の庁舎の現況

2市2町の庁舎の延べ面積及び庁舎で勤務している職員数に関する資料です。(職員数は正職員の数で、臨時職員、嘱託職員は含んでいません。)

2市2町の庁舎の現況

団体名	施設	構造	延面積	庁舎勤務職員数
西条市	庁舎	鉄筋コンクリート造 7階建て	7,258㎡	219人
東予市	庁舎	鉄筋コンクリート造 5階建て	5,543㎡	153人
丹原町	庁舎	鉄筋コンクリート造 3階建て	3,809㎡	92人
小松町	庁舎	鉄筋コンクリート造 3階建て	2,978㎡	65人
合 計			19,588㎡	529人

項目	西条市	東予市	丹原町	小松町
市町の木	くろまつ (昭和44年1月1日制定)	くすのき (昭和52年5月28日制定)	かき (昭和61年10月12日制定)	まつ (昭和60年3月12日制定)
市町の花	さくら (昭和44年1月1日制定)	つつじ (昭和52年5月28日制定)	さくら (昭和61年10月12日制定)	つばき (昭和60年3月12日制定)
市町の鳥	カワセミ (平成2年12月20日制定)			
市町の色	ブルー (平成2年12月20日制定)			